

D 3 - 1 8

5 年 保 存 ( 常 )
( 令 和 12 年 12 月 31 日 まで )

F N . D 3 - 1 - 3

鹿 交 規 第 2 2 1 号

鹿 交 企 第 3 0 7 号

鹿 交 指 第 1 3 5 号

令 和 7 年 1 2 月 2 2 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	企画許可係	Tel	■
----	-------	-----	---

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領について（通達）

見出しのことについては、これまで「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領について（通達）」（令和5年9月1日付け鹿交規第146号ほか。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、交通検問所で使用する集計表を新たに規定するなど運用の一部を変更し、別添のとおり定めたので、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、この通達は令和7年12月22日から施行し、旧通達は令和7年12月21日限り廃止する。

別添

# 緊急通行車両の確認等 に係る事務手続要領

## 【凡例】

- 「 災 対 法 」 : 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)
- 「災対法施行令」 : 災害対策基本法施行令 (昭和37年政令第288号)
- 「災対法施行規則」 : 災害対策基本法施行規則 (昭和37年総理府令第52号)
- 「 大 震 法 」 : 大規模地震対策特別措置法 (昭和53年法律第73号)
- 「大震法施行令」 : 大規模地震対策特別措置法施行令 (昭和53年政令第385号)
- 「大震法施行規則」 : 大規模地震対策特別措置法施行規則 (昭和54年総理府令第38号)
- 「 原 災 法 」 : 原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号)
- 「原災法施行令」 : 原子力災害対策特別措置法施行令 (平成12年政令第195号)
- 「国民保護法」 : 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号)
- 「国民保護法施行令」 : 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成16年政令第275号)
- 「緊急交通路」 : 災対法第76条第1項の規定に基づき指定する道路の区間
- 「 標 章 」 : 災対法施行規則別記様式第4の標章又は大震法施行規則別記様式第7の標章
- 「 証 明 書 」 : 災対法施行規則別記様式第5の緊急通行車両確認証明書又は大震法施行規則別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書

## 緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領 目次

第1	趣旨	5
1	目的	5
2	緊急交通路の通行を認める車両の分類	5
第2	災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い	5
1	概要	5
2	確認の対象とする車両	6
3	災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続	7
4	災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続	12
5	確認後の手続（標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納）	13
6	交通検問所における緊急通行車両の通行手続	14
7	緊急通行車両に対する指示	14
8	指定行政機関等に対する指導等	15
第3	災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い	15
1	交通規制の対象から除外する車両の事前届出	15
2	事前届出の対象とする車両	15
3	原動機付自転車等の取扱い	15
4	規制除外車両の事前届出に関する手続	15
5	災害発生時等における事前届出車両の確認	17
6	事前届出車両以外の車両に係る確認	18
第4	その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い	19
1	標章及び証明書の交付	19
2	届出済証の交付を受けている車両の取扱い	19
3	交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い	20
第5	標章及び証明書の管理	20
第6	関係書類の整理及び保存期限等	20
1	関係書類の整理	20
2	保存期限	20
3	書類管理	20
第7	その他	20
1	新聞報道社の取扱いについて	20
2	緊急通行車両の確認等に係る事務手続等の周知徹底について	21
3	署員への指導・教養の徹底について	21

## 緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領

### 第1 趣旨

#### 1 目的

この要領は、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両の確認、災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱いその他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 緊急交通路の通行を認める車両の分類

##### (1) 緊急通行車両

ア 緊急自動車（道路交通法第39条第1項）

イ 災害応急対策に使用される車両（第2の2(1)参照）

##### (2) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの（(1)の車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

ア 自動車番号標（以下「番号標」という。）により、外形的に車両の使用人又は種類が識別できる車両（例：自衛隊、米軍又は外交官関係の車両）

イ ア以外の車両

### 第2 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

#### 1 概要

公安委員会は、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項の規定による確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）を実施するものとする。

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行うこととされているところ、同条第2項において、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることとされている。

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において緊急交通路の指定がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるほか、災害発生時等における公安委員会の負担軽減にもつながることから、公安委員会は積極的に災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

## 2 確認の対象とする車両等

緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、次のとおりである。

### (1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

大規模災害発生時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

なお、同項では、災害応急対策は次のア～ケに掲げる事項について行うものとされている。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

### (2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

(1)で示す要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

### (3) 原動機付自転車等の取扱い

緊急交通路として指定される道路は、主として高速自動車国道又は自

動車専用道路が見込まれるところ、これらの道路の通行が認められない原動機付自転車、軽車両等については、緊急通行車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて緊急通行車両とすることはあり得る。

### 3 災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続

#### (1) 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、指定行政機関等の長や指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

なお、指定公共機関や指定地方公共機関に指定される営利企業や業界団体等で、大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー関連企業等も含まれることに留意すること。

#### (2) 申出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（幹部派出所を含む。以下「警察署等」という。）を受付窓口とし、交通規制課を経由して公安委員会に申出を行うものとする。ただし、申出に基づく緊急通行車両であることの確認については、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署以外の警察署（同一の都道府県内に限る。）において行うことを妨げない。

#### (3) 申出の際に必要な書類

ア 緊急通行車両確認申出書（災対法施行規則別記様式第3。以下「申出書」という。）

#### イ 添付書類

##### (ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

災対法施行規則第6条第2項第1号の規定に基づき、当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証」という。）の写しを添付させるものとする。

トレーラ等の場合は、牽引車のみを届出の対象とし、被牽引車の届出は不要とする。

なお、原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書（以下「標識交付証明書」という。）の写しを添付させるものとする。

##### (イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであるこ

とを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づき、当該車両が災害応急対策を実施するために使用されることを示す書類を添付させるものとする。

具体的には、防災業務計画等（当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容）の写し（抜粋可）が考えられる。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、前記に加えて、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等（指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの）のいずれかを添付させるものとする。

(ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第3号の規定に基づき、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類を添付させるものとする。

具体的には、指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類（指定行政機関等の車両であり、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるもの）が考えられる。

(エ) 留意事項

原則として申出時に添付を求める(ア)～(ウ)の各書類については、他の書類を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めることがないよう留意すること。

例えば、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、車検証の写しが(ウ)の書類を兼ねることから車検証の写し及び(イ)の書類で足りることとなる。

また、1通の書類において指定行政機関等が災害応急対策（の一部）を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示している場合は、車検証の写し及び当該書類1通の添付で足りることとなる。

(4) 事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができるとする。その際、(3)のイの(イ)又は(ウ)の書類について、重複する内容の書類は1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとする。

(5) 申出書の送付及び確認

ア 申出書の送付

警察署等において申出を受理した場合は、申出書の記載事項及び添付書類を確認し、緊急通行車両確認証明書交付簿（別記第1号様式。以下「交付簿」という。）に必要事項を記載し、署長の決裁を受けた後、交通規制課長を経由して公安委員会に送付するものとする。

なお、交通規制課においても、交付簿を備え付け、処理経過を明らかにしておくものとする。

イ 確認

交通規制課及び警察署等は、申出に係る車両が緊急通行車両に該当するかどうか、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

(ア) 第2の2に該当すること。

(イ) 第2の2の計画に係る車両の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあっては、輸送人員又は品名を含む。）、車両の使用者等が適正であること。

(6) 標章及び証明書の交付

緊急通行車両であることの確認をしたときは、交通規制課において標章及び証明書を作成し、警察署長を経由して申出者に交付するものとする。

(7) 標章及び証明書の記載事項

ア 標章

標章の表面に登録（車両）番号、有効期限を記すこととする。

また、左上等の余白部分に交付簿で管理する番号（以下「交付番号」という。）を記入する。

原則として、交付番号の付し方は、以下に示す16桁の数字を付す方法によることとする。

- (ア) 16桁の数字のうち左から1桁～2桁目  
交付した年度（西暦）の下2桁とする。
- (イ) 16桁の数字のうち左から3桁～8桁目  
交付場所（所属等）の6桁とする。この場合において、警察署等  
にあつては、別表第1の所属別コード表を、交通検問所にあつては  
原則として当該検問所の位置を管轄する所属の所属別コードを付す  
こととする。
- (ウ) 16桁の数字のうち左から9桁～10桁目  
交通検問所を区分する場合の2桁とし、交通規制課が別途指示す  
る数字を付すこととする。ただし、交通検問所以外は「00」とする。
- (エ) 16桁の数字のうち左から11桁目  
緊急通行車両等の種別の1桁とし、以下のとおりとする。  
なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確  
認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこと  
とする。
- 1 災対法に基づく緊急通行車両
  - 2 災対法に基づく規制除外車両
  - 3 大震法に基づく緊急輸送車両
  - 4 原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両
  - 5 原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両
- (オ) 16桁の数字のうち左から12桁～16桁目  
5桁の一連番号とする。  
なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

## イ 証明書

- (ア) 交付番号欄  
標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。
- (イ) 「車両の用途」欄  
原則として第2の2(1)に掲げる事項のうち、どの用途に該当する  
かを記載する。
- (ウ) 「活動地域」欄  
緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を  
実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記  
載する。  
なお、国内のどこにでも災害応急対策に当たることが見込まれる

場合は、「全国一円」などと幅広く記載する。

(8) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の許可日の翌日から起算して5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の許可日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

(9) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

従前（令和5年8月31日まで）の運用に基づき緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の写しの提出を求め、内容を確認する。

申出に必要な書類は既に添付書類が公安委員会に提出されていることから添付書類を改めて提出することは不要とすることができる。

また、有効期限の過ぎた標章及び証明書を持参し、再度同一車両の確認の申出を受けた場合も同様とする。

(10) 原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を同時に受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）又は国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第33条第1項の規定の例による確認（以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出を同時に受け、かつ有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する第2の2(1)に掲げる事項（災対法第50条第1項に規定される災害応急対策、原災法第26条第1項に規定される緊急事態応急対策又は国民保護法第2条第3項に規定される国民の保護のための措置）のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受

けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、前記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

#### 4 災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続

##### (1) 事前届出車両の確認

ア 届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

イ 届出済証による緊急通行車両であることの確認は、警察署等及び交通検問所において行うことができるものとする。

ウ 緊急通行車両であることの確認は、既に交付されている届出済証の写しの提出を求め、申出書に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。

エ 緊急通行車両であることの確認を行った場合には、警察署等及び交通検問所において標章及び証明書（公安委員会印を印刷したもの）を作成して交付するとともに、交付簿に必要事項を記載するものとする。

また、交付簿の備考（管理番号）欄に、あらかじめ証明書に印字されている管理番号を記載し、標章及び証明書の払出し状況については、それぞれ緊急通行車両等確認標章受払簿（別記第2号様式。以下「標章受払簿」という。）及び緊急通行車両確認証明書受払簿（別記第3号様式）に記載して署長決裁を受けること。

なお、証明書を誤記した場合は、緊急通行車両確認証明書受払簿で署長決裁を受けた上、交通課長、地域交通課長又は幹部派出所長（以下「交通課長等」という。）立会いの下裁断処分することとし、標章又は証明書を同一年月日に複数払い出した場合は、まとめて記載できるものとする。

##### (記載例)

受払年月日	受払状況			払出先	証明書	備考
	受入数	払出数	残数	氏名等	管理番号	
R.O.O.O		8	40	〇〇市 外7件	00021~00028	
R.O.O.O		1	39	〇〇市	00029	〇/〇 〇課長立会いで廃棄

オ 標章及び証明書の記載要領は第2の3(7)と同様とする。

カ 標章及び証明書の有効期限は第2の3(8)と同様とする。

(2) 事前届出車両以外の車両に係る確認

ア 申出の受理

届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署等において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 必要な書類

第2の3(3)と同様であるが、社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することができるものとし、添付書類を省略した場合には、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

ウ 審査

第2の3(5)イと同様とする。

エ 標章及び証明書の交付

第2の4(1)エと同様とする。

オ 標章及び証明書の記載要領

第2の3(7)と同様とする。

カ 標章及び証明書の有効期限

第2の3(8)と同様とする。

5 確認後の手続（標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納）

(1) 標章及び証明書の記載事項変更

標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の届出があった場合は、当該標章及び証明書と共に、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（災対法施行規則別記様式第6）及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出させ、申出者に変更後の標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(2) 標章及び証明書の再交付

標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書と共に緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（災対法施行規則別記様式第7）を提出させ、申出者に標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、交付簿に新たに登録して交付番号を付与するととも

に、亡失等に係る交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

### (3) 標章及び証明書の返納

標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書の交付を受けた公安委員会に返納させること。

ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。

イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見したとき。この場合において、標章及び証明書の交付簿の当該備考欄にその経緯を記載するとともに、交通規制課に報告すること。

また、返納された標章及び証明書は、交通課長等立会いの下、裁断処分すること。ただし、有効期限が到来したとして、返納と同時に再度同一車両の確認の申出がなされた場合、証明書は新たな申出書の添付書類として保管すること。

## 6 交通検問所における緊急通行車両の通行手続

標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章及び証明書の提示を求めてその内容を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断するものとする。その際、標章及び証明書と実際の車両の登録（車両）番号等にそごがないか否かを確認するとともに、交通検問所における効率的な人員配置に資するなどのため、カウンターを活用するなどして、規制除外車両と併せて緊急交通路における通行日、時間帯、場所及び通過台数を緊急通行車両等通過台数集計表（別記第4号様式）により把握すること。

なお、緊急用務に使用中の緊急自動車（赤色灯を点灯しサイレン吹鳴中のもの）については、緊急交通路を通行する際、標章の掲示が不要であるが、緊急用務中でなければ、災害応急対策に使用される車両として標章の掲示を必要とする。

## 7 緊急通行車両に対する指示

(1) 標章は、ダッシュボード上の車両前面の見やすい場所に掲示すること。

- (2) 証明書は、標章と一体となっているものであることから、通行の際、当該車両に備え付けること。

#### 8 指定行政機関等に対する指導等

交通規制課及び警察署等は、指定行政機関等に対して、緊急通行車両であることの確認の申出に係る確認手続、標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納の手続、標章及び証明書の一体的保管等についての指導を行うものとする。

### 第3 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い

#### 1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理するものとする。

#### 2 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、標章を掲示することなく通行できることから、事前届出の対象としないこと。

#### 3 原動機付自転車等の取扱い

緊急通行車両と同様に原動機付自転車等を規制除外車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて規制除外車両とすることはあり得る。

#### 4 規制除外車両の事前届出に関する手続

##### (1) 事前届出を行う者

規制除外車両であることの事前届出を行う者は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

##### (2) 事前届出先

第2の3(2)と同様とする。

(3) 事前届出の際に必要な書類

規制除外車両事前届出書（別記第5号様式。以下「事前届出書」という。）に加え、車検証の写し及び次のいずれかの書類の提出を受けるものとする。

なお、原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

- ア 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し
- イ 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し
- ウ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）。

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(4) 事前届出書の送付及び審査

ア 事前届出書の送付

警察署等において事前届出の届出を受理した場合は、事前届出書の記載事項及び添付書類を確認し、規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）（別記第6号様式。以下「事前届出受理簿」という。）に必要事項を記載し、交通規制課長を經由して公安委員会に送付するものとする。

なお、交通規制課においても、事前届出受理簿を備え付け、処理経過を明らかにしておくものとする。

イ 審査

届出に係る車両が規制除外車両に該当するかどうか、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (ア) 第3の2に該当すること。
- (イ) 第3の2に係る車両の用途、車両の使用者等が適正であること。

(5) 除外届出済証の交付等

ア 審査の結果、規制除外車両であることの確認をしたときは、規制除外車両事前届出済証（別記第5号様式。以下「除外届出済証」という。）を警察署長を経由して事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 除外届出済証の再交付等

(7) 除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。

この場合においては、除外届出済証に「再」と朱書きするものとし、事前届出受理簿の当該備考欄にその経緯を記載すること。

なお、申請時には、既存の届出済証を返還させることとする（亡失した場合は、再交付後に発見したときに返還させること。）。

返還された届出済証は、交通課長等立会いの下、裁断処分すること。

(イ) 除外届出済証の返納

除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させること。この場合において、事前届出受理簿の当該備考欄にその経緯を記載するとともに、交通規制課に報告すること。

また、返納された除外届出済証は、交通課長等立会いの下、裁断処分すること。

ウ 事前届出の処理経過

交通規制課及び警察署等は、事前届出受理簿に事前届出の受理、届出済証の交付、再交付、返納等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

5 災害発生時等における事前届出車両の確認

(1) 除外届出済証の交付を受けた者から規制除外車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(2) 届出済証による規制除外車両であることの確認は、警察署等及び交通検問所において行うことができるものとする。

(3) 規制除外車両であることの確認は、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申出書（別記第7号様式。以

下「除外申出書」という。)の提出を求めた上で規制除外車両確認証明書(別記第8号様式。以下「除外証明書」という。)を作成するものとする。この場合において、除外届出済証は、確認のための提示で足りることから、誤って提出させないこと。

- (4) 規制除外車両であることの確認を行った場合には、標章及び除外証明書(公安委員会印を印刷したもの)を交付するとともに、規制除外車両確認証明書交付簿(別記第9号様式)に必要事項を記載するものとする。

また、規制除外車両確認証明書交付簿の備考(管理番号)欄は、あらかじめ証明書に印字されている管理番号とし、標章及び証明書の払出し状況については、それぞれ標章受払簿及び規制除外車両確認証明書受払簿(別記第10号様式)に記載し、署長決裁を受けること。

なお、証明書を誤記した場合は、規制除外車両確認証明書受払簿で署長決裁を受けた上、交通課長等立会いの下裁断処分することとし、標章又は証明書を同一年月日に複数払い出した場合は、まとめて記載できるものとする。

- (5) 標章及び証明書の記載要領は第2の3(7)を準用する。
- (6) 標章及び証明書の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて設定することとなるが、別途交通規制課が指示する場合を除き、許可日から起算して1か月後の日とする。
- (7) 交通規制の対象から除外する災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別の自動車番号標(ナンバープレート)を有しているものについては、標章を掲示することなく通行できることから、確認の対象としないこと。

## 6 事前届出車両以外の車両に係る確認

規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

- (1) 第一局面(大規模災害発生直後)

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

確認の申出先は、第2の4(2)と同様とし、確認の際に必要な書類は、除外申出書及び4(3)ア～エに掲げる書類の提出を受けるものとする。

標章及び証明書の交付要領、有効期限等は5(4)～(6)と同様とする。

- (2) 第二局面(交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以

外の車両の通行も可能となった局面)

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。

これらの規制除外車両に対しても除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付することとする。

#### 第4 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

大震法施行令第12条第1項の規定に基づく確認（以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。）、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、第2及び第3の規定に倣って行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、この限りではない。

##### 1 標章及び証明書の交付

###### (1) 交付に係る処理経過

警察署等は、緊急輸送車両確認証明書交付簿（別記第11号様式）を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

なお、交通規制課においても、交付簿を備え付け、処理経過を明らかにしておくものとする。

###### (2) 「輸送人員又は品名」欄

緊急輸送車両確認申出書（大震法施行規則別記様式第6）の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員、品名等を記載させる。

###### (3) 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い

災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたものとして、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として一枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書を両面で印刷したものを交付することとする。

##### 2 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基

づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

### 3 交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であるところ、大震法第9条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定に基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は想定されていないことに留意すること。

したがって、第3に記載の取扱いは行わないこと。

## 第5 標章及び証明書管理

交通規制課及び警察署等は、標章又は証明書（公安委員会印を印刷したものの）の受払いをしたときは、各受払簿により受払い及び使用状況を明らかにしておくこと。

管理は年度とし、年度末に残数を確認して次年度へ繰越し手続を行い、交通規制課長及び警察署長の決裁を受けることとする。

なお、標章及び証明書が誤記により使用できなくなったときは、各受払簿の備考欄に「誤記」及び「廃棄日」を朱書で記載しておくこと。

また、廃棄は、交通課長等立会いの下、裁断処理すること。

## 第6 関係書類の整理及び保存期限等

関係書類は、次により整理及び保存するものとする。

### 1 関係書類の整理

緊急通行車両の確認事務及び交通規制の対象から除外する車両の確認事務については、それぞれ区分して編冊保管すること。

### 2 保存期限

別表第2のとおりとする。

### 3 書類管理

書類管理については、「年度」管理とする。

## 第7 その他

### 1 新聞報道社の取扱いについて

報道機関のうちテレビ各社は、県の地域防災計画で指定地方行政機関として定められているが、新聞報道社は定められていないことから、知事、公安委員会及び新聞報道社との協定締結により、新聞報道社を指定地方公共機関に準じた位置付けとし、緊急通行車両等の対象として取り扱うもの

とされている。

新聞報道社とは、

南日本新聞社

朝日新聞社鹿児島総局

読売新聞鹿児島支局

共同通信社鹿児島支局

日本経済新聞社鹿児島支局

南海日日新聞社

毎日新聞社鹿児島支局

西日本新聞社鹿児島総局

時事通信社鹿児島支局

である（平成9年4月15日協定締結）。

## 2 緊急通行車両の確認等に係る事務手続等の周知徹底について

交通規制課及び警察署等は、緊急通行車両の確認等に関する事務手続及び既に届出済証の交付を受けている者に対し、可能な限り災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けるべきことなどについて、県、地方防災会議等を通じて関係機関等に対し、周知徹底を図るものとする。

## 3 署員への指導・教養の徹底について

警察署等は、災害発生時等に適切に対応できるよう、署員の指導・教養を行うこと。

所 属 別 コ ー ド 表

所 属	コ ー ド
鹿 児 島 中 央	
鹿 児 島 西	
鹿 児 島 南	
指 宿	
南 九 州	
枕 崎	
南 さ つ ま	
日 置	
いちき串木野	
薩 摩 川 内	
さ つ ま	
阿 久 根	
出 水	
伊 佐 湧 水	
始 良	
霧 島	
曾 於	
志 布 志	
肝 付	
鹿 屋	
錦 江	
種 子 島	
屋 久 島	
奄 美	
瀬 戸 内	
徳 之 島	
沖 永 良 部	

別表第2(第6の2関係)

	書類名	保存期間
申出書	緊急通行車両確認申出書	30年
	規制除外車両確認申出書	1年
交付簿	緊急通行車両確認証明書交付簿	30年
	規制除外車両確認証明書交付簿	1年
	緊急輸送車両確認証明書交付簿	30年
受払簿	緊急通行車両等確認標章受払簿	5年
	緊急通行車両確認証明書受払簿	5年
	規制除外車両確認証明書受払簿	5年
その他	規制除外車両事前届出書	30年
	緊急交通路通行車両管理簿	5年
	規制除外車両事前届出受理簿 (届出済証交付簿)	30年
	緊急通行車両確認標章・証明書 記載事項変更届出書	30年
	緊急通行車両確認標章・証明書 再交付申出書	30年







緊急通行車両等通過台数集計表

日付 (        /        /        )

確認場所

交通検問所

時間帯	緊急通行車両の通過台数	規制除外車両の通過台数
0時台		
1時台		
2時台		
3時台		
4時台		
5時台		
6時台		
7時台		
8時台		
9時台		
10時台		
11時台		
12時台		
13時台		
14時台		
15時台		
16時台		
17時台		
18時台		
19時台		
20時台		
21時台		
22時台		
23時台		
合計		

第5号様式(第3の4(3)関係)

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  規制除外車両事前届出書  年 月 日  鹿児島県公安委員会 殿  届出者住所  (電話) 氏名		第 号  規制除外車両事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  鹿児島県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
番号標に表示 されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。  3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
車両の 使用者	住 所		( ) 局 番
	氏名又は 名称		
活動地域			
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。





第8号様式(第3の5(3)関係)

第		号	年	月	日
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書					
鹿 児 島 県 公 安 委 員 会					印
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号					
車 両 の 用 途 ( 緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名 )					
活 動 地 域					
車 両 の 使 用 者	住 所	(                    )                    局                    番			
	氏 名 又 は 名 称				
有 効 期 限					
備 考					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。





